

委員質問・意見等に対する回答

平成20年12月3日
新 潟 県

●新潟県および柏崎市に対する質問（11月5日受付分）

平成19年6月18日一部改定のいわゆる「安全協定」の第一条2項後段部分の「・・・丙（東京電力）の活動の第三者機関による評価制度の確立に努めるものとする。」との記載があります。

1. 評価制度の確立に努めた経緯の開示をお願いしたいと思います。
2. ここでいう「第三者機関」の定義について教えてください。

「安全協定」第1条第2項

丙（注：東京電力）は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階における請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、丙の活動の第三者機関による評価制度の確立に努めるものとする。

（回答）

1. 「評価制度の確立に努める」という文言が安全協定に盛り込まれた経緯は以下のとおりです。

○ 平成17年に入ってから、作業管理の不徹底や人為的ミスに起因したトラブルの発生が目立ってきたことから、同年4月6日、県は東京電力に対し、柏崎刈羽原子力発電所における作業管理の徹底を要請しました。要請内容は以下のとおりです。

柏崎刈羽原子力発電所における作業管理の徹底については、日ごろから要請を行ってきたところであるが、依然として、作業管理の不徹底や人為的ミスに起因したトラブル等が多発している事態は、誠に遺憾である。

については、これらが発生した原因を究明し、ISO9001を取得する等再発防止対策を策定の上、平成17年4月28日までに報告するよう要請する。

※県危機管理監から東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所長への要請。

○ 平成17年8月22日、この要請の趣旨を安全協定に反映させました。

2. 作業管理の徹底に係る再発防止策としてISO9001を取得し、国際標準に基づく品質管理、工程管理で、原子力発電所の安全を高めていただきたいということから、ここでいう「第三者機関」とは、ISO9001の審査について認定を受けた「認定機関」を指しています。

以上